

# 豊明市行政評価制度 「事務事業」評価票

一般事務事業	経常事務事業	建設事務事業
--------	--------	--------

第5次行政改革大綱第1次アクションプランとの関連	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	

## 1 事務事業の概要

1-1 事務事業の名称	あき地保全管理事務事業(主要事業)							
1-2 担当	部	市民部	課 又は施設	環境課	係	環境保全係	評価票作成者	環境保全担当係長 石川 広
1-3 総合計画における施策の体系	節	生活環境 「安全・安心で、うるおいのあるまちづくり」			基本施策	生活環境の向上	コード	1 1 2
	項	環境保全			単位施策(中)	生活環境の保全	コード	1 1 2 2
					単位施策(小)	空き地の保全	コード	1 1 2 2 4
1-4 事務事業の目的の精査	対象と対象の数	空き地を保有するもの		意図(対象を事務事業によってどのような状態にするのか)	あき地の雑草による生活環境への悪化を防止する。			
1-5 事務事業の内容	住宅地におけるあき地の雑草の繁茂による生活環境への悪化を防止する。							

## 2 事務事業実施の状況

2-1 事務事業の実施における基本認識	事務事業実施にあたって心がけた改善の取組み		社会状況等の事務事業がおかれる環境把握		市民ニーズの認識	
	平成18年度	あき地の雑草を事前に除草作業してもらう。	生活環境への関心が強い。		あき地が繁茂するとごみが捨てられたり、地域防犯上の懸念からもあき地保全への関心が高まっている。	
	平成19年度	事前に昨年度苦情のあった地主(条例適用地域-22件)に対し除草の依頼をした。	隣り近所のコミュニケーションの欠如により、地域力の低下が覗われる。		草刈りのみでなく、隣の庭の樹木・道路へせり出した木の枝についても市への対応を望む者が多い。	
	平成20年度	事前に昨年度苦情のあった地主(条例適用地域-38件)に対し除草の依頼をした。	条例が周知されて、住宅地において苦情が多々寄せられている。		調整区域の遊休農地の雑草の除去を望む者も現れた。	
	平成21年度					
	平成22年度					
	平成23年度					
	平成24年度					
	平成25年度					
	平成26年度					
平成27年度						

2-2 総合計画における単位施策成果指標	事務事業成果指標名		前期目標値(単位)	後期目標値(単位)	指標の説明
	雑草苦情受理件数(件)		100(件)	80(件)	市へ寄せられたあき地の雑草苦情件数。平成16年度実績150件。

2-3 成果指標に係る活動実績とコストの推移(アウトプット分析)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	活動実績 a(件)	510	502	400							
	直接事業費 b(千円)	883	861	800							
	人件費 c(千円)	350	334	334							
	合計コスト d(b+c)(千円)	1,233	1,195	1,134							
単位コスト d/a(千円)	1台あたり 2.4	1台あたり 1.7	1台あたり 2.8	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	

アウトプット実績(活動数値)の補足説明 → 活動実績...草刈機貸出件数。直接事業費...草刈機貸出しに伴う費用-貸付料。人件費...職員(0.05人分)

[2-4算出式: (150-120) / (150-80) × 100]

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
2 - 4 成果指標に対応する実績と達成度の推移	指標対応実績(単位)	140(件)	163(件)	120(件)							
	後期目標値に対する達成度(%)	14.3(%)	-18.6(%)	42.9(%)							

3 事務事業の自己評価結果

3 - 1 評価結果(アウトカム自己分析)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
単年度担当課評価		A	A	A							

4段階評価結果  
 A : 上位目的である施策に貢献しているので継続する  
 B : 事務事業の実手法や環境(予算的・人的)に改善が必要  
 C : 縮小等、事務事業としての見直しが必要  
 D : 事務事業の廃止が相当

判断の基準  
 必要性(必要な事務事業であるか)  
 公共性(公が実施する意味があるか)  
 妥当性(ニーズに対して投入が適正か)  
 効率性(結果に至る活動に無駄はないか)  
 有効性(活動の結果が上位の目的に貢献しているか)  
 市民満足度(事務事業が対象にしている市民を満足させているか)

3 - 2 評価の内容		今後の環境変化を踏まえた課題認識	次年度に向けて改善する取組み	事務事業の担当課としての単年度の取り組みの自己評価
平成18年度		条例を制定し、平成18年4月1日より施行した。	苦情の出る前に除草を実施する。	苦情のあった箇所につき、除草作業を土地所有者等を実施させた。
平成19年度		草刈機の貸付料制度を導入し、利用しやすくした。	〃	草刈り苦情台帳を電算化し、迅速な対応ができるようにし、条例適用地域-38件あった。草刈機の有料化により経費を節約できた。
平成20年度		年数回除草作業を行うように地主に意識させる。	除草作業を迅速にしていただけようにする。	事前通知を行ったことにより、地主も除草作業を計画的に除草するようになった。
平成21年度				
平成22年度				
平成23年度				
平成24年度				
平成25年度				
平成26年度				
平成27年度				

4 事務事業の総合評価結果

4 - 1 総合評価の結果		結果	審査会による改善方向の指示
平成18年度		A	継続して事業を進めること。
平成19年度		A	継続して事業を進めること。
平成20年度		A	継続して事業を進めること。
平成21年度			
平成22年度			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			